

**平成 28 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会
第 3 回会議要旨**

<開催日>

平成 28 年 6 月 27 日（月）

<場所>

第二分庁舎分館 1 階 会議室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

薬袋部会長、青野委員、犬塚委員、荻野委員、野澤委員

事務局（3 名）

針谷総合政策部長、池田主査、三枝主査

説明者（5 名）

道路課長、環境対策課長、ごみ減量リサイクル課長、新宿清掃事務所長、教育支援課長

<開会>

【部会長】

ただいまより、第3回新宿区外部評価委員会第1部会を始めます。

本日は、外部評価の実施にあたり、お手元の次第のとおり、ヒアリングを実施します。

委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしてください。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第1部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

私は、外部評価委員会第1部会会長の薬袋です。部会の委員は、青野委員、犬塚委員、荻野委員、野澤委員です。

本日は、五つの事業についてヒアリングを行うので、1事業につき、30分の想定でヒアリングを行います。

前半10分程度で事業や評価など内部評価シートの内容をご説明いただきます。

その後、残りの時間で各委員から質問を行います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

それでは、計画事業50「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」について、説明をお願いします。

【新宿清掃事務所長】

新宿清掃事務所長です。よろしくお願いします。

【ごみ減量リサイクル課長】

ごみ減量リサイクル課長です。よろしくお願いします。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、委員からご質問をお願いします。

【委員】

一般的に、事業系ごみについては、各事業者が業者委託して処理することになっていると思います。そうした場合、区の収集量は減りますが、そういったことをどのくらい考慮して、ごみの収集量を算出しているのですか。

【新宿清掃事務所長】

事業者の排出したごみは、ご自身で処理していただくのが原則になっています。そのため、事業系ごみを各事業者が収集業者に委託して処理してもらうことを推進しているところですが、実際に、区の収集から業者の収集に移行した量については、はっきりと把握していません。

新宿区の事業者の特性として、非常に入れ替わりが激しいということがあり、また、小規模の事業者は、ほかの住民の方と同じような形で、一般ごみとして排出するということもあります。こうしたこともありますので、明確に区分して収集量を把握しているわけではありません。

ただし、平成27年度のごみの量については、平成26年度と比べ可燃ごみが若干増えています。

【委員】

目標設定について、「容器包装プラスチック回収量」と「立入指導件数」はそれぞれ目標水準に達成していますが、「資源化率」と「買い物の際、レジ袋を断る人が多い、若しくはほとんど受け取らない人の割合」については、あまり達成度がよろしくないと思っています。これは、目標値の設定そのものが厳しかったのでしょうか。つまり、実態として、この実績で精一杯なのでしょう。それとも、まだまだ実績を上げる伸び代はあるのでしょうか。

また、ごみの発生量を抑えていく、リサイクル率を高めていくという取組は結構浸透してきていると思っているのですが、私たちが取り組んだことがどのような成果になっているのかということがなかなか見えません。この辺りのことについてはどのようにお考えでしょうか。

【新宿清掃事務所長】

まず、「資源化率」ですが、正直申し上げて、かなり厳しい目標値であると考えています。ただ、そうであっても、平成23年度以降、様々な取組により少しずつごみの量が減り、資源化率も上がってきており、着実に成果が出ていると考えています。目標値に対する実績としては非常に厳しいですが、今後とも努力していきたいと考えています。

それから、ごみの資源化等の取組を行った成果についてですが、確かに、その成果が見えにくい状況になっているかと思います。そのため、ごみを出してから、収集・分別され、最終的にどのように処理をされているかについて、幼稚園児や保育園児、小学4年生を対象に環境学

習の授業を実施しています。清掃事務所の担当職員が年間20から30か所程度を回って、ごみ処理の流れを説明しています。

それから、区民の皆様や夏休みの自由研究を行う子どもたちのために、処理工場や最終処分場への見学なども実施しています。ただし、例えば、ペットボトルを細かく粉砕した後、どういったものになっているかというところまでの情報提供は十分になされていないと思いますので、そういったところも十分にお伝えしていければと考えています。

【ごみ減量リサイクル課長】

「買い物の際、レジ袋を断る人が多い、若しくはほとんど受け取らない人の割合」ですが、過去の外部評価において、区の実績の成果が区政モニターアンケート結果にすぐには表れないのではないかとのご意見をいただきました。そのため、第三次実行計画では、「新宿エコ自慢ポイントの登録者数」を指標として設定しました。もちろん、今後も、レジ袋の辞退についても、様々なイベントなどで啓発活動を行っていきます。

また、区民の皆様に取り組んでいただいた成果については、新宿リサイクル活動センター等においてPRを行っております。今後も、新宿清掃事務所と協力しながら、より一層の事業推進に努めていきます。

【委員】

資源化率ですが、平成24年度から平成27年度で0.7ポイントの伸びとなっています。こちらについては、どのようにお考えですか。

【新宿清掃事務所長】

こちらについては、なかなか資源化されていないということと、ごみの減量がされていないということが要因かと思います。

【委員】

資源化率を引き上げていくには、どのような方法があるのでしょうか。100%にするのは不可能なのでしょうか。

【新宿清掃事務所長】

資源化率は、分子に資源回収量、分母に資源回収量と区収集ごみ量で算出しています。資源回収量というのは、ごみの中から資源ごみを分別していただいた量ですが、全てのごみが資源ごみとはなりませんので、資源回収量を100%にすることはできません。現在、分母の中の区収集ごみ量を減らしていくことで、資源回収量を上げることに取り組んでいるところです。

以前まで、金属、陶器、ガラスごみの中に資源ごみが非常に多く入っていたのですが、平成27年度より収集方法を改善したことで、かなり分別することができました。加えて、蛍光管を割らずに別に処理しています。集積所に排出された蛍光管を含む金属・陶器・ガラスごみを軽小型ダンプ車で回収し、それを最終的に処理場に運ぶまでの間に、職員が火災危険物や蛍光管などの資源物を中心に分別作業を行っています。そういった取組により、区収集ごみ量を少なくし、資源化率を上げていきたいと考えています。

【委員】

結局、ごみの量は減ってきているのですか。それとも、増えてきているのですか。

【新宿清掃事務所長】

ごみの品目としては、大きく分けて、燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ、粗大ごみとなっています。この三品目について、少しずつ量が減ってきています。平成27年度は燃やすごみの量が増えてしまったのですが、総体としてのごみの量は減少しています。しかし、新宿区はここ2、3年の間、人口が増えていますので、そういったことも関係しているのではないかと考えています。今後とも、取組を強化していきたいと考えています。

【ごみ減量リサイクル課長】

燃えるごみには、紙ごみや生ごみ、食べ残しのごみの割合が多くなっています。今後取組もうと考えているのはフードロス削減ということで、食べ残しを減らしていこうと考えています。あとは、ごみの中に含まれている紙類の分別をしっかりと行っていただくようPRしていきたいと考えています。

【委員】

エコ自慢ポイントを増やしても、ごみの発生抑制に直接的に結びつかないように思うのですが、いかがお考えでしょうか。

【ごみ減量リサイクル課長】

エコ自慢ポイントについては、多くの取組の中の一つと考えており、各種イベントやリサイクル活動センターなどにおいてPRすることで、区がこういった取組を推進していることのアピールになると考えています。また、こういったことに取り組んでくれる方というのは非常に熱心な方なので、その方たちの意欲を引き出すことで、周りへの波及効果を狙っています。

もっと数を増やしていかなければならないと思っていますので、今後もしっかり取り組んでいきたいと考えています。

【委員】

担当する常勤職員がほかの事業に比べてこれだけ多いのはなぜですか。

【新宿清掃事務所長】

区内の全ての収集コースに収集車と清掃所の職員を配置して、午前8時から一斉に収集を開始します。午前中の早い時間の収集を目指していますので、そのため、人の手を非常に多く必要とします。

【委員】

延べ床面積1,000㎡から3,000㎡の建築物と3,000㎡以上の建築物の、それぞれの立入件数は把握しているのですか。

【新宿清掃事務所長】

はい。3,000㎡以上については把握しています。ただし、1,000㎡から3,000㎡については、正確には把握しきれていません。

【部会長】

どうもありがとうございました。

それでは、計画事業54「路上喫煙対策の推進」について、説明をお願いします。

【ごみ減量リサイクル課長】

それでは、説明します。

＜事業説明＞

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、委員からご質問をお願いします。

【委員】

新宿駅西口喫煙所のところは、歩道のほうにまでたばこの煙が流れている状態なので、何とか改善していただきたいのですが。

【ごみ減量リサイクル課長】

委員のおっしゃるとおり、様々なご意見をいただいているので、何とか改善したいと考えています。

【委員】

路上喫煙率の目標値である0.5%は、どのように算出したのですか。

【ごみ減量リサイクル課長】

当初、条例施行前は4%以上の路上喫煙率でした。10分の1以下程度を目標にしようということで、このように設定しています。

【部会長】

喫煙所の整備について、指標として設定するのは難しいのでしょうか。

【ごみ減量リサイクル課長】

適切な喫煙所整備を行うということを指標とするのはなかなか難しいのが実情です。そもそも、喫煙所というのは、日本たばこ産業株式会社に寄贈していただくなど、区が予算を付けて整備しているものではありません。そういったことで、具体的な目標を示すのが難しいところがあります。

【委員】

喫煙所を個人のお店の前に作ったりしていますが、ご存じでしょうか。

【ごみ減量リサイクル課長】

はい。区内で自主的に設置されている喫煙所は、平成27年2月現在では20数件ございます。

店舗等における喫煙所は、路上喫煙対策にかなり役立っていると考えています。

【委員】

受動喫煙や歩きたばこの減少にもなると思います。協力店等に対して、何かするという事は考えていますか。

【ごみ減量リサイクル課長】

表彰などについては少し難しいところがあると思うのですが、喫煙所を作りたいと相談があった場合、J Tの助成制度をご紹介させていただいています。また、開発計画の中に公開空地

がある場合は、喫煙場所の設置をお願いするなどしています。

【委員】

予算が1億2,000万の規模ということですが、大体何に使っているのでしょうか。

【ごみ減量リサイクル課長】

平成27年度の決算値ベースでお話ししますと、路上喫煙パトロール委託が約9,000万円、喫煙所の清掃が800万円余、路上喫煙率調査が300万円余、路面シート等啓発用品関係の消耗品が400万円弱となっています。

【委員】

パトロールが年間307日の実績ですから、1日あたり30万円程度かかっていますね。

【ごみ減量リサイクル課長】

平成27年度については、午前と午後の班に分かれていて、午前と午後それぞれ2人一組が8班、計32名で実施しています。

【委員】

路上喫煙禁止の表示が道路に埋め込まれていますが、あちらの管理もされているのでしょうか。

【ごみ減量リサイクル課長】

路面のものについては、タイルの設置とシートの貼付の2種類あります。タイルに関しては、道路の改修に合わせて道路管理者に設置をお願いする場合と、道路管理者から支給の要請がある場合の二つがあります。シートについては、状況や要望に応じて貼っています。

【委員】

そういった表示については、地図などで設置箇所の管理をされているのですか。

【ごみ減量リサイクル課長】

設置の際は情報をもらいます。撤去の際にはなかなか情報が入ってきませんが、できるだけ把握するように努めています。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、計画事業51「地球温暖化対策の推進」について、説明をお願いします。

【環境対策課長】

環境対策課長です。よろしくお願いします。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、委員からご質問をお願いします。

【委員】

この事業は対象部門としては、輸送と産業と民生に分けたときの、民生部門の中の家庭部門と業務部門の二つという理解でよろしいでしょうか。

【環境対策課長】

新宿区内のCO₂排出量ということで、輸送部門、産業部門、民生部門のほか、廃棄物部門も含んでいます。

【委員】

一方で、指標としては、家庭部門と業務部門に軸足を置いていますね。

【環境対策課長】

はい。業務部門が6割、家庭部門が2割ということで、その二つで新宿区の二酸化炭素排出量の8割を占めており、そこについて重点的に取り組んでいます。

【委員】

新宿の森は、全国の自治体の中でも良い取組だろうと思っています。

沼田とあきる野にある新宿の森については、指標として設定されていないのはなぜですか。

【環境対策課長】

伊那にある新宿の森だけが間伐を実施しています。あきる野と沼田にある新宿の森は、植林を実施しておりますが、間伐を実施していないので、伊那にある新宿の森の間伐によるCO₂吸収量を指標として設定しています。

【委員】

中小事業者の省エネ行動を促していくというのはとても大切な話であるということは十分認識していますし、その努力にも敬意を表します。なかなか手を挙げてくれないということですが、中小事業者といっても、業種や業態、規模は様々です。区として、主にどのあたりの中小事業者に働き掛けていきたいと考えているのでしょうか。

【環境対策課長】

従業員数も少なく、資本金も少ない、どちらかというと小規模な事業者が、独自に省エネに取り組むのが難しいという状況です。こうした小規模事業者を対象に取り組んでいます。

【委員】

小規模事業者にも、製造と非製造とありますが、その辺りはどうですか。

【環境対策課長】

全ての小規模事業者を対象としています。印刷や染物などの小規模の事業者からも手を挙げたいと考えています。

【委員】

第二次実行計画期間を通じた分析・評価の欄には、区民向けの省エネルギー機器の導入助成については、申請件数は減少傾向にあるものの、平成24年度には住宅用太陽光発電システムに190件の補助を行ったとあります。太陽光発電の導入については目標設定をせず、省エネルギー診断を実施した事業者数だけを目標として設定しているのは、そちらのほうが地球温暖化対策の推進になるからなのでしょうか。

【環境対策課長】

区民向けの省エネルギー機器の設置助成というのは、非常に大きな規模の事業であり、金額

的にも大きくなるため、目標設定については、区民向けの取組に関する指標として「みどりのカーテンの普及」及び「新宿エコ隊登録数」、中小事業者向けの取組に関する指標として「省エネルギー診断実施件数」、区が主体的に実施する取組に関する指標として「『新宿の森・伊那』間伐CO₂吸収量1,740 t（4年間の合計）」を設定しています。

【委員】

「省エネルギー診断実施件数」ですが、徐々に減っているように感じます。今後の展望を教えてください。

【環境対策課長】

中小事業者、小規模事業者のニーズは何なのか、そして、区は何ができるのかということを知るために、平成27年度は、様々な団体に職員が直接お話を聞き、実態の把握に努めました。その結果、平成28年度から、省エネ診断を受けた上で省エネアドバイスを受けていただき、事業者には、LED照明の設置を補助するといった対策支援制度に改良しています。今までは診断だけで、その後のフォローはなかったのですが、このようなLED設置補助金とタイアップさせたというところが新しくなった点です。

【委員】

各商店会に働き掛けていけば、もっと進むのではないのでしょうか。

【環境対策課長】

はい。商店会や商工会議所にもご案内をしています。

【部会長】

商店会や商工会議所への働き掛けは、平成28年度からでしょうか。

【環境対策課長】

ニーズの把握なども含めれば、以前から連携等をしております。

【部会長】

それでも、平成27年度の実績は1件なのですね。

【環境対策課長】

1件です。

【委員】

商店会が二の足を踏んでしまうのは、報告書の作成などがなかなか難しいということがあるのではないのでしょうか。そういう面からも支援を行えば、実績も伸びていくのではないのでしょうか。

【環境対策課長】

その取組も始めています。委託業者による省エネ診断の際に、委託業者が報告書の書き方の指導を行っています。ほかにも、区の書類も簡素化を図っていこうと考えています。

【委員】

サービスの負担欄の「その他」というのは何でしょうか。

【事務局】

事務局から説明させていただきます。「その他」というのは、税負担、受益者負担、ボランティア等にあてはまらないものについて、そのようなものについては、「その他」に区分するという仕切りで記載するようにしています。

【環境対策課長】

例えば、みどりのカーテンの場合、都内の事業団体からの補助金などもありますし、新宿の森の場合、長野県からの補助金もあります。そのため、その他と分類しました。

【委員】

エコ隊員とは、どういうものなのでしょうか。

【環境対策課長】

まず、イベントなどの際にエコ隊員を募集します。そして、例えば、暖房を28度に設定した、LED証明に替えたといった取組の実施の有無をチェックしていただき、エコ隊員がどのくらいCO₂削減の取組を行ったかを計測しています。

エコワングランプリというものもあり、これはみんなでエコの取組を褒めたたえようというものです。みどりのカーテンを設置した、CO₂を減らしたといった実績が多い方に対して表彰するという制度です。

【委員】

これは自己評価ですよね。自己評価に基づいてCO₂量が削減されたかどうかの判断を行う根拠は何なのでしょうか。

【環境対策課長】

取組をしてくださっている方々は、自分が取り組んだことについて正しく回答していただいていると考えています。それぞれの取組を把握するために、チェック表を出していただいて、モニターを行っていただいています。

【委員】

これによって、実際にCO₂量の削減ができたとはなかなか思えません。

【委員】

みどりのカーテンの普及について、平成24年度から毎年度増加傾向にあり、毎年度目標値2,000件を超える実績がありますが、予算的にはどうなのでしょうか。

【環境対策課長】

みどりのカーテンは、種の配布と苗の配布に分けることができます。種でカーテン2枚、苗で1枚として計算しています。実際のカーテンの数は数えられませんので、そのように算出しています。

【委員】

区がこういう取組を実施していることを知りませんでした。マンションの高層階に住む方で、暑さに苦しんでいる方が結構いると思います。マンション居住者に対してもっと周知していたけると良いと思いました。

【環境対策課長】

広報しんじゅくに記事を載せるなどして、周知をしているところですが、実際にその周知が行き届いてないということでしたら、もっと工夫をしていかなければならないと思います。

【委員】

エコ隊の活動量によるCO₂の削減量を算出していますが、これを指標として設定するということは考えられないのでしょうか。

【環境対策課長】

温暖化対策においては、CO₂排出量で効果を測るのがふさわしいと考えております。ただし、申告に基づくことにはなりますが。

【部会長】

エコ隊の登録者数と実際のCO₂の削減量については、かなり綿密に検証したほうがいいのではないのでしょうか。実際の数字と大きくかけ離れていることもありますから。

【委員】

その場合、東京電力が導入しようとしているスマートメーターがもっと普及すれば分かるようになるのではないのでしょうか。

【環境対策課長】

そうですね。個々のご家庭の状況が分かるようになるかと思います。

【委員】

しっかりと検証してみないと、どれほど効果があるかということは、なかなか言えませんね。

【部会長】

みどりのカーテンも同様だと思います。種からどれだけ発芽しているか、枯れずにどれぐらい育ったのかということが分かりません。

【委員】

しかし、色々と努力されているのは事実です。実際の効果が数値として明確に把握できればいいですね。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、計画事業56「環境学習・環境教育の推進」について、説明をお願いします。

【環境対策課長】

それでは、説明します。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、委員からご質問をお願いします。

【委員】

なぜ、環境学習情報センターが核となり、色々な団体等と連携することが効果的・効率的だ

と言えるのでしょうか。具体的な説明をお願いします。

【環境対策課長】

環境というのは行政が単独で進めようとしても、それだけではうまくいかず、区民や事業者の方々がそれぞれで取り組んでいただかなければなりません。そのため、環境学習情報センターに、区民やNPOの方々が集まり、そこを拠点にして環境活動等に取り組んでいただこうと考えています。

【委員】

第二次実行計画期間を通じた分析・評価の中の成果についてですが、「環境絵画展・環境日記展」を区の施設だけでなく、新宿パークタワーや損保ジャパン興亜本社ビルでも実施し、広く区民に対しても、環境意識の普及啓発を図ることができたとあります。しかし、西新宿の地域は住民が少ないのではないのでしょうか。

【環境対策課長】

ほかにも、区役所本庁舎や地域センターでも展示させていただいています。

環境学習情報センターは西新宿にございますので、このような場所で展示を行っています。場所柄、色々な方にお立ち寄りいただき、展示をご覧いただけたと考えております。地域が限られてしまいましたが、様々な方に対して啓発を図ることができたと考えています。

【部会長】

この施設には区民の方はどれぐらいいらっしゃるものなのですか。

【環境対策課長】

数字としては把握しておりませんが、区外の方も多くいらっしゃると思います。

【委員】

環境学習発表会はいつから行っているのですか。

【教育支援課長】

平成20年度からです。

【委員】

毎年1月に行う理由は何ですか。

【教育支援課長】

まちの先生見本市を平成14年度から実施しておりますが、同じ環境学習に関する事業ですので、より効果を高めようということで、時期を合わせて実施しているためです。

【委員】

新宿区に区立小学校は何校あるのでしょうか。

【教育支援課長】

現在、区立小学校は29校あります。

【委員】

環境学習発表会の参加者数ですが、平成26年度と平成27年度の達成度が低くなっています。発表会の会場は持ち回りということであり、会場のキャパシティに大きく影響を受けた結果、

このようになってしまったということでしょうか。

【教育支援課長】

はい。目標の設定の際に、その辺りのことを十分考慮しきれませんでした。

【委員】

目標を立てた後に会場が決まって、会場のキャパシティが判明するという感じですか。

【教育支援課長】

はい。区をいくつかのブロックに分け、そのブロックの中で会場校を決めていただきます。会場が決まって初めて、そこに何人収容できるかが分かります。

【部会長】

この事業の経費として内部評価シートに記載のある約600万円の金額は、具体的に何に対して使っているのでしょうか。

【環境対策課長】

まちの先生見本市や、環境絵画展・環境日記展に支出しています。

【部会長】

目標の中に、何年か経過した後の子どもの学習の定着度を検証するというようなものを入れるというのは、いかがでしょうか。区民からしたら、事業の効果というものはそういうところで計測してほしいです。やはり、実際に身につけているのかが一番大事なポイントだと思います。

それから、環境とはとても広い分野ですが、ごみの減量を担当する部署との連携はどのようなになっていますか。

【環境対策課長】

環境学習情報センターでは、そういった部署とも連携しながら動いています。

【教育支援課長】

環境学習発表会の前に、各学校で、総合的な学習の時間に環境について学んでおり、今お話に出たような部署とも連携して、子どもたちに教えています。今後も、そういったところについては力を入れていきたいと思っています。

【部会長】

例えば、ごみの最終処分場はかなりひっ迫した状態であるというようなことは、子どもたちに教えているのでしょうか。そういった方面からの働き掛けがないのであれば、少し残念だと思います。

【環境対策課長】

それは来年度に向けて検討させていただきます。

【委員】

いずれにしても、子どもたちの学習効果が今後どのように芽が出てくるのか楽しみですね。積み重ねが大事ですから。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、計画事業52「道路の温暖化対策」について、説明をお願いします。

【道路課長】

道路課長です。よろしくお願いします。

<事業説明>

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、委員からご質問をお願いします。

【委員】

木製防護柵というのはガードレールのことを言うのですか。

【道路課長】

はい。ガードレールの一つです。いわゆる横断抑止柵と言われているもので、歩道から反対側の歩道まで行かないように、ガードパイプという鉄のパイプで仕切るものがありますが、それが防護柵と言われているものです。

【委員】

木製でも安全なのですか。

【道路課長】

はい。木製防護柵の安全基準を満たしたものを設置させていただいています。

【委員】

交通量のあまり激しくないようなところに設置するのでしょうか。

【道路課長】

区役所前も木製防護柵が設置されています。全部ではありませんが、区役所前の植栽のところに設置しています。設置してから10年ほど経過していますが、それなりに質も保たれており、安全性はあるかと思います。

【委員】

写真などはあるのですか。

【道路課長】

区ホームページで公開しています。

【委員】

LED街路灯に改修しているということですが、確かに、非常にきれいになったと思います。改修により、電気料がどれほど削減できたのでしょうか。

【道路課長】

維持管理費については、1基当たりで1か月900円ほど安くなります。現在、4,529基をLED化することになっているのですが、4,529基全てをLED化した場合、年間7,000万円ほどの維持管理費の削減効果があります。

【委員】

維持管理費とは、電気料のことですね。

【道路課長】

電気料もそうですが、LED化することによって照明の寿命も長くなりますので、そういったことも含めて7,000万円というお話をさせていただいています。

【委員】

木製の防護柵には、多摩の間伐材が使われているということですが、「新宿の森・伊那」の間伐材の利用ということは、安全基準などからして難しいのでしょうか。せっかく「新宿の森・伊那」でカーボンオフセットを行っているのであれば、こちらの事業とも連携していけばいいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

それから、道路の温暖化対策という事業の中で、今実施しているのは、遮熱性舗装の切替え、LEDの切替え、木製の防護柵の設置が主な内容だと理解しました。

道路の温暖化対策というものをもう一度捉え直したときに、ほかにはどういった取組が挙げられるとお考えですか。もちろん、担当業務外のものもあるかもしれませんが。例えば、りっぱな街路樹運動なども、道路の温暖化対策につながっていくのではないかと思ったので。

【道路課長】

まず、木製防護柵についてですが、多摩地域の林業が衰退しているために、多摩の森をきれいにする、また、産業として振興させていくということのために間伐材が再利用できないかという視点から、都を挙げて進めてきたという経緯があります。都の産業振興の中で補助金を交付するなどして、多摩の林業の振興を図ってきたところです。そうした中で、多摩の林業の協会が製品の物流を確保してきたということがありますので、多摩の間伐材が入手しやすく、現在のように進めてきました。伊那については、そういった物流などの点では、そこまで達していないのではないかと考えているところです。

それから、道路の温暖化対策についてですが、国では、京都議定書の関係で道路の温暖化対策を行っているのですが、その中では、運輸関係の自動車のCO₂排出量規制が主な取組となっています。舗装については、国でも指標の設定がなされていないところですが、緑化については国のほうでも進めているところです。ご指摘のあった立派な街路樹なども、緑陰を確保することによるヒートアイランド対策となっています。

【委員】

確認ですが、区における道路の温暖化対策としては、立派な街路樹事業も副次的な効果としては期待できるだろうという理解でよろしいでしょうか。

【道路課長】

はい。

【委員】

遮熱性舗装の実施や木製防護柵の設置については、基準などはあるのでしょうか。

【道路課長】

遮熱性舗装の基準としては、日がよく当たるような場所が対象となります。遮熱というのは熱を遮るということで、舗装の部分に熱をためさせないような構造にしていきます。ですので、

熱を反射させるということが必要です。そのためには、太陽が当たりやすいところを選ぶ必要があります。

それから、遮熱性舗装というのは、アスファルト舗装に塗料を塗るものであり、その塗料が熱を反射させる効果があるものなので、交通量が少ない道路のほうが効果が得られると考えています。メンテナンス費用もそれなりにかかりますので、そういったことも踏まえて進めているところです。都でも都道に遮熱性舗装を進めており、そのような動きも見ながら、舗装を実施しています。

木製防護柵は、車の交通量が少ない、直線が多いところが設置に適していると思います。

【委員】

熱を吸収するのではなく、反射するのですね。逆に熱く感じてしまうようにも思えるのですが。

【道路課長】

はね返った熱は、結局、空気に触れることにより冷えてしまいます。人体に当たったとしても、特に影響はありません。

実際に路面を触っていただくと全然違います。

【部会長】

ありがとうございました。

では、本日はこれで閉会とします。

お疲れさまでした。

<閉会>